

用語の解説

1 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかを行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の農業

ア 露地野菜作付面積	15 アール
イ 施設野菜栽培面積	350 平方メートル
ウ 果樹栽培面積	10 アール
エ 露地花き栽培面積	10 アール
オ 施設花き栽培面積	250 平方メートル
カ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
キ 肥育牛飼養頭数	1 頭
ク 豚飼養頭数	15 頭
ケ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
コ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
サ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

2 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

3 個人経営体（農家・林家）

「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない。）

4 法人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まれる。）

5 農業経営体のうち家族経営

「農業経営体」のうち、個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。

6 林業経営体

「農林業経営体」のうち、(3) 又は (5) のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

7 農家

平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。

8 販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

9 自給的農家

経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

10 農事組合法人

農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、協同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

11 株式会社

商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。

12 有限会社

有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。

13 合名・合資会社

商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。

14 相互会社

保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

15 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）が該当する。

16 森林組合

森林組合法に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当

する。

17 その他の各種団体

農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

18 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

19 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

20 準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

21 複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

22 経営耕地面積

農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地（貸付耕地）と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。

23 借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

24 貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

25 耕作放棄地面積

所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

26 主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

27 準主業農家

農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。

28 副業的農家

65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。

29 専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

30 兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

31 第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

32 第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

33 農業専従者

調査期日前1年間に、農業に150日以上従事した者をいう。

34 準農業専従者

調査期日前1年間に、農業に60日以上150日未満従事した者をいう。

35 世帯員

原則として住居と生計を共にしている人をいう。現在家にいる人だけでなく、生計を共にしていれば、勤めの都合や入院療養などで調査日現在家にいなくても世帯員となるが、他出して独立した生活をしている人などは含めない。

36 農業従事者

満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

37 農業就業人口

農業に主として従事した世帯員のうち調査期日前1年間に農業のみに従事した世帯員及び農業とその他の仕事の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員のことをいう。

38 基幹的農業従事者

農業就業人口のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
普段の主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 基幹的農業従事者 </div> <div style="margin-left: 20px;">農業従事者</div> </div> 農業就業人口				
	主に家事や育児					
	その他					

39 農業経営又は林業経営についての経営主

その家の農業経営又は林業経営の責任を負っている者をいう。

40 手間替え、ゆい

農家相互間で等価交換を原則としているすべての労働力交換のことをいう。

41 貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。

42 観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ、または鑑賞させ代金を得ている事業をいう。

43 農家民宿

農業を営む者が、旅館業法に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

44 農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、代金を得ているものをいう。

45 契約生産

農産物や畜産物の生産を、消費者や小売店（スーパー、生協など）等とあらかじめ契約して行っているものをいう。

46 環境保全型農業

地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

47 保有山林

所有山林から貸付林（自分の土地を他に分収させている山林を含む。）を除いたものに、借

入林（他人の土地に分収している山林を含む。）を加えたものをいう。

48 人工林面積

苗木を植林したり、人工的に種をまいて育成した山林の面積をいう。人工林の伐採跡地も含める。

49 年生（林齢）

人工林を植えた年を1年として数える。

50 植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木する作業をいう。また、植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含む。

51 下刈りなど

材木の健全な育成のために行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ちなど、植林から間伐までの作業をいう。

52 間伐

立木密度を調整して材木を健全に成長させるため、劣勢木、不用木など、材木の一部を伐採することをいう。

53 主伐

一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために行う伐採をいう。